

大阪弁護士会ニュース 第5号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年9月大阪弁護士会発行
バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

大阪弁護士会では、無料出前相談・相談会のお申込を受け付けております。

お申し込みは、当会（電話06-6364-1238 FAX06-6364-5069）までご連絡下さい！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（予約受付時間 9時15分～20時）

0120-062-545

06-6364-1248

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

特集1 東京電力への本請求は慎重に！！

東京電力は、9月12日から、個人の方につき福島第1、第2発電所の事故による損害賠償についての本請求を受け付けはじめました。これは、事故発生日（本年3月11日）から本年8月末日までの間に確定した損害について、初回に請求するものです。その後は、3カ月ごとにその間の損害に対して請求することとされています。また、今回の賠償項目には、財物価値の喪失又は減少等に関する損害は含まれておらず、後日請求することとされています。これに伴い、個人の方への仮払いは9月11日に終了し、9月12日以降の受付分は本請求として取り扱われることとなっています。

東京電力に対して原子力発電所事故によって発生した損害の賠償を求める方法は、

① この東京電力に対する直接の本請求

の他に、

② 原子力損害紛争解決センター（原発ADR）を利用する方法

③ 裁判所に裁判を起こす方法（大阪に避難されている方は大阪の裁判所で可能）

などがあります。

①による請求に対しては東京電力が自ら定めた基準（ホームページに掲げられています。）により支払がなされることとなっていますが、この金額は、③の裁判を利用して請求する場合と比べて低い金額になる可能性があります。

①の請求書を送っただけで②や③の方法が採れなくなるわけではありませんが、①の請求書に対して東京電力から送付されてきた合意書に署名・押印をしてしまいますと、②や③の方法によって賠償を求めることができなくなってしまいます。

ですから、早く賠償金を得たいというお気持ちは分かりますが、慌てて請求するのではなく、どの方法による請求がよいのか慎重に考える必要があります。

また、①の請求書を送る場合でも、適当に記載するのではなく、今までの記録（例えば被災者記録ノート）をよく見て、慎重に記載漏れがないようにする必要があります。

さらに、①の請求書に対して東京電力から送られてきた合意書の金額に不満がある場合には、合意書に署名・押印をする必要はなく、それからでも②、③の方法を採ることが可能ですので、不満がある場合には②③の方法を採るかどうかにについて改めて検討すべきです。

このように、東京電力に対する賠償の請求には、様々な難しい問題がありますので、どのような方法で請求をされるにしても、慌てて請求するのではなく、一度、専門家にご相談されることをおすすめします。分からないことや不安に思うことがあれば、弁護士会にお電話下さい。

第2回 原発賠償 説明会+相談会 を開催します！！

大阪弁護士会では、去る8月1日に原発賠償説明会を開催しましたが、それから約2ヶ月が経ち、東京電力への本請求の受付が開始される等、原発賠償問題は新たな局面を迎えております。そこで、次のとおり、第2回原発賠償説明会を実施致します。是非ご参加ください。

・開催日：平成23年10月15日（土）

・時間：10時～12時30分

・場所：中之島中央公会堂 会議室

（地下鉄・京阪「淀屋橋駅」徒歩5分）

・参加費：無料（ご予約も不要です）

※ 八尾市でも、10月13日18時30分～ 八尾市役所内で、説明会を開催します。

大阪弁護士会ホームページに避難者向け復興支援ページを開設しました！

関西方面へ避難してこられた方に、重要と思われる情報を迅速かつ分かりやすくお伝えするため、特設ページを開設しました。今後も、この特設ページ、携帯サイト、当ニュース等を活用して、避難者の皆様に情報発信していきます。是非これらを利用して、必要な情報を入手してください。

《無料*出前*説明会+相談会》伺います！

相談に行きたいけど、弁護士会はなかなか遠くて・・・人数は何人でも結構です。弁護士が伺って無料で様々な説明会や相談会を行わせて頂きます。お申込は電話やFAXでOKです。お気軽にお申込み下さい。

被災地の一部で失業手当支給を延長へ

東日本大震災の被災者を対象とした失業手当の支給期間を最大で通常より120日間延長する特例措置が実施されていますが、この特例措置が適用された失業者でも今年の10月中旬以降順次支給期間が終了してしまう予定です。しかし、依然として雇用情勢が厳しいことから、厚生労働省は、岩手・宮城・福島の沿岸部など被災地の一部の失業者への支給期間をさらに90日間程度延長する方針であると報道されています。

特集2 相続関係～そろそろ準備を始めませんか

相続の熟慮期間を延長する法律が成立し、平成23年3月11日当時、被災地（※）に住所を有していた方については、相続をするかどうかを決める期間が、平成23年11月30日まで延長されました。相続の放棄をする場合、上記期限までに、管轄の家庭裁判所に「相続放棄の申述書」と必要書類等を提出する必要があります。

期限まで約2ヶ月ありますが、直前にあわてないため、そろそろご準備を始めませんか？

- 誰が相続するのか、どんな割合で相続するのか等は、ニュース第2号をご覧ください。
- この法律の適用を受ける被災地は、右の表の地域です。
- 申述先の家庭裁判所は？
被相続人（亡くなった方）が最後に住民票のあった住所を管轄する家庭裁判所です。
わからない方は、弁護士会にお尋ね下さい。申立は、郵送でもできます。
- 申述に必要な費用は？
 - 1 収入印紙800円分
 - 2 郵便切手（配偶者、子どもが申述する場合80円切手2枚、親や兄弟姉妹が申述の場合は80円切手6枚）
- 必要な書類は？
 - 1 申述書
形式は全国共通です。裁判所のホームページや、最寄りの裁判所で入手できます。
 - 2 被相続人（亡くなった方）の住民票除票または戸籍の附票
 - 3 申述する人の戸籍謄本
 - 4 被相続人（亡くなった方）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - 5 その他、申述する人と被相続人（亡くなった方）との関係（配偶者、子等）により、他に戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本が必要な場合があります。
- この法律を利用して申述をする場合に必要な書類は？
平成23年3月11日当時の、あなたの住所がわかる資料（免許証のコピー、住民票の写し、り災証明書のコピーなど）の提出を求められることがあります。
これらの資料の提出が困難な場合、弁護士会にご相談下さい。

【民法の特例の適用を受ける住所地】	
岩手県、宮城県、福島県	全市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

ちよっと一息。。。No2

「復興のための暮らしの手引き ここから」を是非ご活用下さい。

第一東京弁護士会東日本大震災対策本部が、被災者の方々の「これからの暮らし」に役立つと思われる「制度」や「手続き」等の情報を集めた冊子「復興のための暮らしの手引き ここから」を出版しました。そのWEB版を大阪弁護士会ホームページ復興支援ページからダウンロードできます。

(<http://www.ichiben.or.jp/shinsai/kokokara/>から直接ダウンロードすることもできます。)

郵送をご希望の方は、大阪弁護士会までご連絡下さい。

大阪近郊で紅葉を楽しむなら箕面公園がお勧めです。
阪急箕面線「箕面」駅を降りると、すぐに箕面の滝に向かう川沿いの散策道が始まります。なだらかな坂道を約2.7キロ登って行くと、箕面の滝につきます。ニホンザルが沢山おり、鹿が出てくることもあります。
お土産物屋さん駅前と滝周辺にたくさんあり、観光気分を満喫できます。
お問い合わせは公園管理事務所まで
(TEL 072-721-3014)

【アクセス】
阪急箕面線「箕面」(北へ徒歩400メートル)
地下鉄御堂筋線「千里中央」から阪急バス



この地元3紙を大阪弁護士会館1階「相談課」に備え置いておりますので、お立ち寄りの際には是非ご覧ください。

特集3 被災地現地新聞トピックス

福島民報

福島民報では、毎日、南相馬和太鼓フェスティバルなど地元の催し物や住民の復興活動などが沢山掲載されています。毎日、県内13地点の環境放射線量測定値や、野菜と果実の放射性物質の検査結果が、また、魚介類や海底土壌などの測定がされた際にも測定数値が掲載されています。除染や廃棄物の処理に関しても詳細な記事が載せられています。

9月11日前後には震災半年特集として、この半年間の復興に向けての活動や、住民の方々の不安などが特集されています。福島県では、大阪と異なり、いわき市飯野八幡宮流鏝馬、須賀川市長沼まつりなど、地元のお祭りなどの行事が沢山あるようで、福島民報にも毎日のようにどこかのお祭り記事が載っています。いずれも郷土色いっぱい、楽しそうです。おいしいような県特産品の記事や、さすが酒どころ、県酒造組合の秋季鑑評会の記事などがあり、ついネットで注文を...と思ってしまう。大阪に避難された方々は、地元の懐かしい情報とともに、除染等帰還に向けての活動の進み具合も気になることと思われます。今後も、福島県の地元情報をお届けしていきます。

河北新報

9月10日・11日には、震災から半年を機に宮城県沿岸部住民を対象に行ったアンケート調査の結果が報告されました。震災後に収入がなくなったか減少した人が6割以上、住宅の再建のめどが立たない人が7割以上と、依然厳しい状況がみられます。
他方で、復興への地道な動きも種々報道されています。企業や商店、商業施設等の再開や新設のニュースは日々報じられているほか、たとえば、3県に「子どもの支援センター」を設置して心のケアの強化を図ったり、防災担当教員を宮城県内全公立校に配置するなど、子どもに向けた支援の報道も多くみられます。生活再建に関しては、低地のかさ上げに国が補助金を出すことや、漁業者に対して3年間、費用を全額助成することなどの施策が報じられています。また、9月10日・11日に仙台で開催された定禅寺ストリートジャズフェスティバルには、79万人が参加したそうです。また、13日には女川町で、今季初めてのサンマの水揚げがありました。
今後も、宮城県情報をお伝えしていきます。

岩手日報

岩手日報では東日本大震災に関する特集記事を毎日掲載しており、「津波でんでんこ 被災地からのメッセージ」で被災者や復興に取り組む方々のメッセージを掲載し、また、「飢い 浜に生きる」で、漁業に携わる方々のメッセージや各港の復興状況を報じています。

さらに、地域面で「東日本大震災 生活情報」と題して、各市町村における支援物資の配布情報、交通情報、各種相談情報窓口等が掲載されています。そして、妊産婦への義援金や震災遺児への就学金・見舞金等、各種支援情報も掲載されています。

復興へ向けた出来事や、「日常」を取り戻すための動きが多くとりあげられており、最近では漁業再開の記事が立て続けに報じられています。ただ、一方では、漁業を断念した漁場も少なくないとの調査結果が報じられるなど、依然として厳しい状況に変わりがいいことを改めて認識させられます。大阪に避難されている方にとって有益と思える情報を中心に、今後も岩手県に関する情報をお伝えしていく予定です。

大阪府による実態調査アンケートが予定されています。

震災から半年を過ぎ、少しは大阪での生活に慣れてこられましたか？

大阪府では、大阪に避難されてきた皆様に対して、生活などの実態に関するアンケートの実施が検討されています。是非、アンケートにご協力頂き、現在の生活の状況、困り事など、みなさまの生のお声を届けて頂きますよう、お願いいたします。

忘れないで。心のケア

地震発生から半年が過ぎ、心身ともに疲れが出ているのではないのでしょうか？もし、辛い思いを誰にも話せずにいたなら、一人で抱えず、誰かに相談してください。

NPO法人 関西被災者支援相談ネットワーク
こころの相談ダイヤル 0120-760-222
受付曜日時間 毎週月曜 14時～20時

次号予告

次号のテーマは未定です。取り上げてほしいテーマ等ありましたら、是非お寄せ下さい！